

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	川島町

川島町鳥獣被害防止計画(変更)

<連絡先>

担当部署名 農政産業課 農政産業グループ
所在地 川島町大字下八ツ林870番地1
電話番号 049-299-1760
FAX番号 049-297-8437
メールアドレス nousei@town.kawajima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、カラス、ドバト、カワウ、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	6年度～8年度
対象地域	川島町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
		千円 ha
ハクビシン	野菜、果樹	54 0.02
アライグマ	野菜、果樹	1350 0.3
タヌキ	野菜、果樹	84 0.01
アナグマ	野菜、果樹	—
カラス	水稲、果樹	—
ドバト	水稲、果樹	—
カワウ	魚	—
ニホンジカ	水稲、野菜	63 — 0.06
イノシシ	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物への被害は毎年あり、町内全域にわたり通年被害があることから、耕作意欲の低下や耕作放棄地の増加を招いている。

近年においてはアライグマ、タヌキによる農作物の被害や民家の家屋被害が、現在町内全域にまで拡大しており、年間捕獲頭数については増加傾向を示している。

また、ハクビシンによる農作物の被害や民家への生活被害も発生しており、ドバトによる民間倉庫等への糞害も確認されている。

令和3年度に入り、アライグマの捕獲頭数が400頭を超えて、農作物の被害も多数発生した。また、ニホンジカについても、目撃情報が発生しており車に轢かれるという事故も発生している。出丸地区の荒川に沿った堤外の農地、河川敷に出没することが多い。

	アライグマ	ハクビシン	タヌキ
R5(※12月時点)	339頭	9頭	30頭
R4	477頭	12頭	23頭
R3	429頭	13頭	15頭

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
被害金額		
ハクビシン	54 千円	50 千円
アライグマ	1350 千円	1000 千円
タヌキ	84 千円	80 千円
アナグマ	—	—
カラス	—	—
ドバト	—	—
カワウ	—	—
ニホンジカ	63 千円	60 千円
イノシシ	—	—
被害面積		
ハクビシン	0.02ha	0.01ha
アライグマ	0.15ha	0.14ha
タヌキ	0.02ha	0.01ha
アナグマ	—	—
カラス	—	—
ドバト	—	—
カワウ	—	—
ニホンジカ	0.06ha	0.05ha
イノシシ	—	—

(3) 被害の軽減目標

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来から講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	特定外来生物捕獲（アライグマ）	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施している。農作物被害の多い地域では箱わなによるアライグマ捕獲が実施されているが、完全に防除はできず、被害を免れることは難しい。
防護柵の設置等に関する取組	箱わなを設置する際に、農業者に対して、防護柵の設置を勧める。	防護柵を設置する労力が被害防止効果に見合わないとする農業者が多いが、柵の効果啓発しながら導入を進める必要がある。
生息環境管理その他の取組	特になし	特になし

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>1. 被害防止対策の普及啓発 地域の方を対象に講習会を開催し、野生動物の生態、野生動物が出没する背景を学び、正しい知識と対処法を身につける。また、アライグマ対策として捕獲従事者養成講習会を開催し、捕獲に従事する人材を育成する。</p> <p>2. 電気柵の普及啓発 農作物被害を軽減させるため、町の広報誌などで正しい電気柵の使い方啓発し、普及していく。</p> <p>3. 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲の実施 特定外来生物に指定されているアライグマの捕獲・調査を実施していく。</p> <p>4. 適切かつ効果的な捕獲の実施 町や猟友会を中心に、地域に応じた適切かつ効果的な捕獲を実施する。</p>

(注) 被害の現状、従来から講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲事業については町が中心となるが、地域においても捕獲の担い手を育成する。また、捕獲については一部、他の猟友会や民間業者に委託する。アライグマについては、捕獲従事者養成研修会を開催して捕獲従事者の育成を図り、地域ぐるみで捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R6	アライグマ ハクビシン タヌキ	・捕獲従事者を年間5名以上増やす
R7	アライグマ ハクビシン タヌキ	・捕獲従事者を年間5名以上増やす
R8	ハクビシン アライグマ タヌキ	・捕獲従事者を年間5名以上増やす

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として実施する。アライグマについては、県のアライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。

(捕獲実績)			
アライグマ	R 4	4 7 7 頭	R 3 4 0 0 頭 R 2 2 8 3 頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
ハクビシン	1 0	1 0	1 0
アライグマ	全 頭	全 頭	全 頭
タヌキ	2 5	2 5	2 5
ニホンジカ	3	3	3
イノシシ	1	1	1

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲手段：箱わな、くくりわな
捕獲実施予定期間：通年
捕獲予定場所：町全域

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
川島町	委譲済み

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別

措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R 6 ~ R 8	アライグマ ハクビシン タヌキ アナグマ カラス ドバト	・ 生息場所となる遊休農地の解消

	カワウ ニホンジカ イノシシ	
--	----------------------	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

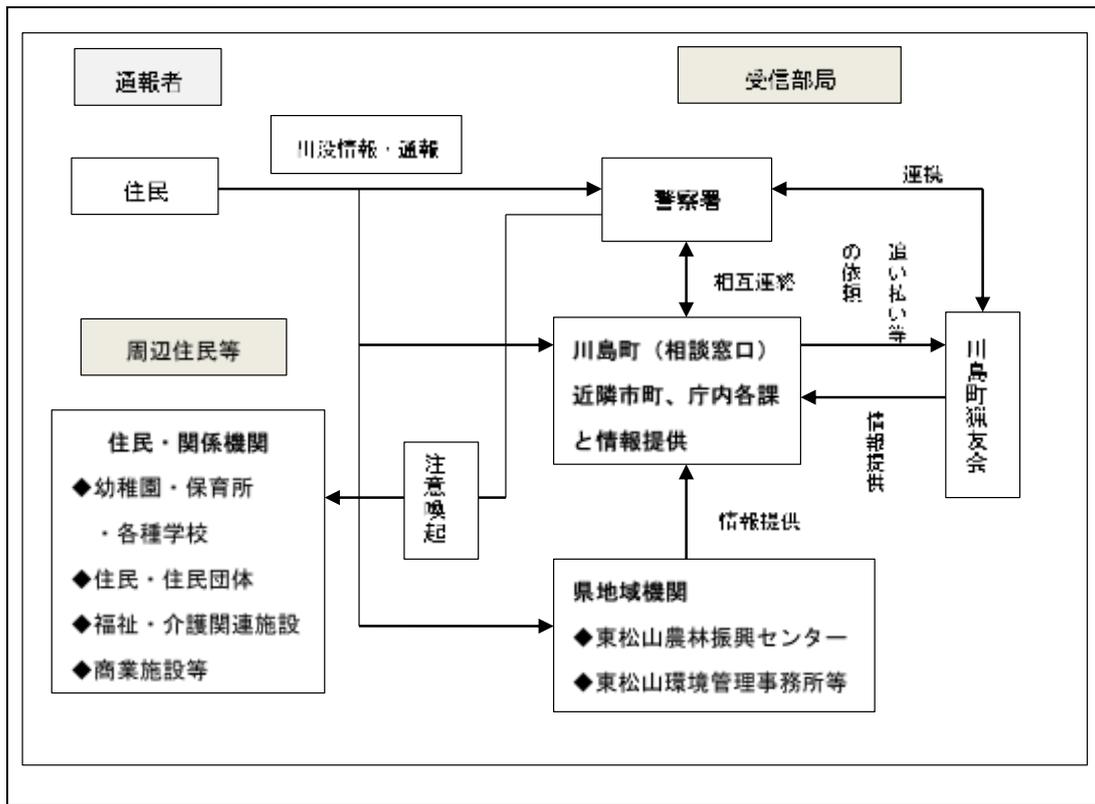
関係機関等の名称	役割
東松山警察署	住民・関係機関への注意喚起、町との相互連絡
県地域機関（東松山農林振興センター・東松山環境管理事務所）	警察署及び町への情報提供
川島町	住民・関係機関への注意喚起、警察署との相互連絡、地元猟友会に追い払い等の依頼
川島町猟友会	町からの依頼を受け、捕獲又は追い払いを実施、町への出没の可能性が高い場所等の情報提供

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマ・ハクビシンに関しては捕獲後、獣医師による安楽死の後に焼却処分。ニホンジカ・イノシシに関しては銃等にて止め刺し後、埋却又は焼却処分。それ以外の鳥獣については、炭酸ガスによる安楽死後に焼却処分。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、捕獲している鳥獣については、利用価値が難しいため利用なし。
ペットフード	現在、捕獲している鳥獣については、利用価値が難しいため利用なし。

皮革	現在、捕獲している鳥獣については、利用価値が難しいため利用なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現在、捕獲している鳥獣については、利用価値が難しいため利用なし。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
川島町鳥獣被害防止対策協議会	鳥獣からの被害を防止し、地域住民の生活改善を図る
構成機関の名称	
川島町農業委員会	農作物の保護
川島町認定農業者協議会	農作物の保護
川島町苺組合連絡協議会	農作物の保護
川島町猟友会	捕獲の実施、指導
埼玉中央農協協同組合	情報提供等
川島町農政産業課	事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等

の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
川島町猟友会	捕獲の実施、指導
川島町農業委員会	農作物の保護
川島町認定者協議会	農作物の保護
川島町莓組合連絡協議会	農作物の保護
埼玉中央農業協同組合	情報提供等
東松山環境管理事務所	助言・指導
埼玉県東松山農林振興センター	助言・指導
川島町農政産業課	事務局

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員及び民間事業者での対応をするため、検討はしない。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域ごとに、地域住民が正しい知識を得たうえで協力し、主体的に鳥獣被害対策が取り組めるような体制の構築を推進する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

町の広報誌を利用し、農作物や家庭ゴミの放置を止めるよう呼びかける記事を掲載する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。